

参考資料

一般会計歳入・歳出予算区分の説明

(1) 歳入

(単位：千円)

区 分	説 明
1. 町 税	普通税(町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税) 目的税(入湯税・都市計画税)
2. 地方譲与税	本来地方税であるが、国税として徴収して、国が地方団体に譲与する。 ・地方揮発油譲与税・自動車重量譲与税・地方道路譲与税
3. 利子割交付金	預金などの利子所得の課税に対する交付金で、道から町に利子割額の95% の5分の3相当額が、個人道民税で按分して交付される。
4. 配当割交付金	上場株式等の配当に対する課税で、道で徴収し市町村に交付される。
5. 株式等譲渡所得割 交付金	株式譲渡益に対する課税で、道で徴収し市町村に交付される。
6. 地方消費税交付金	消費税の1%相当額の1/2が人口及び従業員数で按分し、交付される。
7. 自動車取得税交付金	道路に関する費用に充てるための道税で、道路延長及び面積によって交付 される。
8. 地方特例交付金	児童手当特例交付金・減収補てん特例交付金等、制度拡充に伴う地方負担 の増加、税制改正に伴う町税の減収額の一部を補てんするための措置とし て交付される。
9. 地方交付税	標準的な行政の実施に必要な経費を賄うために地方税の不足する団体に、 一定の計算方法によって国から交付される。
10. 交通安全対策交付金	道路交通法に定める反則金を交通安全施設等の経費に充てる財源として交 付される。
11. 分担金及び負担金	分担金は特定事業に充てるための利益を受ける団体などから徴収されるも ので、負担金は、分担金と同様に用いられるが、関係法令などの定めによ り賦課徴収する。
12. 使用料及び手数料	使用料は、行政財産や公の施設を利用した人から徴収する。手数料は、特 定の人のために提供する行政サービスに対して徴収する。(戸籍関係等)
13. 国庫支出金	自治体が支出する特定の事業に対して国が負担交付する支出金(負担金、 補助金、委託金がある)
14. 道支出金	自治体が支出する特定の事業に対して道が負担交付する支出金(負担金、 補助金、委託金がある)
15. 財産収入	町が所有する財産を貸付したり、売払いしたことによる収入。
16. 寄付金	町民の方などが、自らの意思に基づき町に寄付するもの
17. 繰入金	財源調整のため、一般会計、特別会計及び基金などの間で資金運用として 繰入する。
18. 繰越金	決算で生じた剰余金(歳入―歳出)のうち、翌年度の歳入に充てる収入。
19. 諸収入	収入の性質によって何れの収入科目にも入れることが出来ない収入。
20. 町債	借入金(公共施設建設のように一時的に多額の経費が必要な場合に借入れ する。)

## (2) 歳 出

(単位：千円)

区 分	説 明
1. 議会費	議会の活動に要する経費で主に議員（現在14人）報酬や議会事務の運営経費に使われる。
2. 総務費	全般的な管理事務、財政、財産管理、自然保護、戸籍、徴税、住民活動、交通安全などの経費に使われる。
3. 民生費	町民の方が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費で、社会福祉、身体障害者、高齢者福祉などの経費に使われる。
4. 衛生費	町民の方が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費で予防接種、各種健診、ごみ収集処理経費などに使われる。
5. 労働費	失業対策事業、その他労働関係の経費に使われる。
6. 農林水産業費	農業委員会費、農業、林業、水産業の振興対策などの経費に使われる。
7. 商工費	商業や工業の振興、観光振興などの経費に使われる。
8. 土木費	町道管理（除排雪委託業務含む。）、公園管理、中心市街地活性化事業、ウトロ再開発事業などの経費に使われる。
9. 消防費	防火対策、救急業務など町民の安全を守るための経費に使われる。
10. 教育費	教育委員会に係る予算で、小中学校運営、社会教育、公民館、図書館、博物館、体育振興、給食センターなどの経費に使われる。
11. 公債費	町が借入れした地方債（借金）の元金、利子の償還金と一時借入金の利子償還に使われる。
12. 職員給与費	職員（特別職3人、一般職137人、常用職員26人）の給料、諸手当、共済費、負担金などの経費に使われる。
13. 予備費	予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費に使われる。

